

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	救護費用の納付命令	
根拠法令・条項	水難救護法 第15条第2項	
所 管 課	産業戦略部 港湾事務所	
処分基準 (処分基準を設定 できない場合はそ の理由)	法第15条第1項の規定により、救護費用の金額が決定されていること。	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	標準処理期間	
	適用除外の場合 根拠	行政手続法第13条第2項第4号